

令和3年（ネ）第165号 福島原発被害損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（第一審原告） 伊東達也 外1271名

控訴人（第一審原告） 酒井美幸 外29名

被控訴人（第一審原告） 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人（第一審被告） 東京電力ホールディングス(株) 外1名

準 備 書 面 （控訴審5）

2022（令和4）年9月27日

仙台高等裁判所第2民事部 御 中

第一審原告ら代理人	弁護士	小 野 寺	利 孝
同	弁護士	広 田	次 男
同	弁護士	鈴 木	堯 博
同	弁護士	渡 辺	淑 彦
同	弁護士	米 倉	勉
同	弁護士	笹 山	尚 人
同	弁護士	坂 田	洋 介
同	弁護士	吉 田	梯 一 郎
同	弁護士	市 野	綾 子



離に海が存在している。

つまり、いわき市民にとって、「森林ないし里山」と「海」は、言葉通り「身近で地続きの環境」である。

普通の成人にとってみれば、普通に散歩するだけでも里山や海と接することになり、子供にとってみれば、普段の外遊びの先が普通に里山や海となるものである。

このいわき市民と自然との密接な関係については、後述する一審原告らの原告本人尋問における生の言葉からもよく分かるものである。

2 このいわき市の状況は、東京などの都会、つまり市民生活と自然との距離が遠く、普段の生活では自然とほとんど関わらない状況とは異なる。

このようないわき市にとって、人と自然との関わりは、人にとっても、自然にとっても極めて重大な意義がある。「人と自然のかかわりのなかで自然や生態系はつくられ、維持されていく。山林や田畑、川や海は、人々の生業の舞台であると同時に、生活に活気や潤いを与える自然資本ないし生態系資本である。」（関意見書・甲 A661・44 頁）。

3 いわき市民の被害の実態を明らかにした関意見書（甲 A661）は、いわき市での除染が遅々として進まず、その放射能による環境汚染下での生活を強いられてきた事実を重要な要素としてあげ、「いわき市全体の除染が終了するまでか、少なくとも優先的に除染すべき場所の除染の進捗状況を考慮すべきだろう。」としている（甲 A661・22 頁。いわき市全域の除染は平成 29 年度、優先北部 4 地区の除染は平成 26 年度に終了したとされているが、その問題点については一審原告ら準備書面（控訴審 3）のとおり）。

もともと、一審原告ら準備書面（控訴審 3）12 頁に記載したとおり、いわき市の「森林」は、「市民の生活圏」しか除染されず、かつその範囲も

「7.7ha」に過ぎないのである。前述の通り、いわき市の森林は全体として「88,987ha」であため、「いわき市の森林は除染されていない」と言えるものである。

また、もちろん海の除染も行われていないものである。

そのうえで重要なことは、「原発事故前において自然と密接な生活を営んできたいわき市民」にとって、「森林や海の除染が行われていない状況」は、「自然との断絶を強制され、普段の生活を制限される」ことになっているのである。

これは、「自然と密接な生活を営んできたいわき市民」であるからこそ強く現れているものであり、まさに「いわき市民」だからこそその平穏生活権侵害である。

- 4 なお、関意見書が損害の終期の考慮要素として挙げている「除染」は、あくまでも「市民の生活圏」の除染に過ぎないことを確認する。

つまり、この除染の終了では、「自然と密接ないわき市民の生活」は未だ取り戻せていないのであり、現在の除染はあくまでも「いわき市民の形式的な普段の生活」がギリギリ取り戻せているにすぎないのである。

したがって、「除染の終了時期」は、損害の終期を評価するにあたっての、あくまでも最低限の考慮要素にすぎないものである。

- 5 また、この森林の汚染は、森林へ人の手が入らなくなり、森林が荒れ果てて、その機能が低下することをもたらしている。山菜が採れなくなったといった問題だけではない。

甲 A6 7 9 「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン」は、いわき市が平成 28 年から始めたものであり、現在第 4 期となっている。

ここにおいて、最初の問題点として挙げられているのが「平成 23 年 3

月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原発事故の放射性物質の影響が未だに残っていること」(1 頁)となっている。

そして、「原発事故による放射性物質の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する水源涵養機能や山地災害防止等の機能低下が懸念されています」として、「放射性物質に汚染された森林の再生」を重要施策として位置づけている(36 頁)。

たとえば、甲 A680 のとおり、森林に対して適切な間伐が行われなかった場合、幹も根も細い「もやし状」の森林となる。そうなると、水源かん養機能(「森林が水資源を蓄え、育み、守っている働き」)や土砂流出防止機能が低下する。つまり、森林がしっかりしていれば、大雨が降っても川があふれず、日照りが続いても川の水がなくならないが、「もやし状」の森林ではこれらの機能が著しく低下することになる。

すなわち、森林が放射能で汚染され、人の手が入らなくなっていくことは、市民の生活に対して水源や土砂災害などの重大な影響ももたらすものとなる。

第 2 一審原告らの言葉から見える「自然と密接ないわき市民の生活」

1 一審原告らは、原審において、代表として 30 人の原告本人尋問を行った。

そのほとんどの一審原告が「自然と密接な生活」を営んできたことを示す発言をしていた。そして、本件原発事故により、「自然と密接な生活」が奪われ、事故前のような豊かな生活ができなくなってしまったとの内容の発言もしていた。

そこで、以下その発言の代表例を挙げる。なお、発言の各頁数は、原告本人人調書の頁数である。

2 海と里山の両方との密接な生活について

(1) 菅波好恵

(※実家のいわき市錦町について)「近くに海もありましたし、川、山も近くにありますので、本当にどっちの自然とも遊べるような、とてもいい環境の場所です。」「川遊び、本当に川で泳いだりバーベキューをしたり虫取りをしたり、そんなふうにして遊んでいました。」(4頁)

(2) 志賀静子

「(※志賀さんが居住している田ノ網地区について)私の住んでいるところは、山が迫っていて海が1キロくらいなんですね。田んぼも、田ノ網というくらいなのかなと思うのですが、狭い面積の田んぼがあって、そういった山と海に近いところで生活しています。」(4頁)

「夫は近くに釣りの名人がいるのですけれども、その方はもう亡くなってしまったのですが、釣りのポイントを教えてもらえるような磯に行くと、50センチぐらいのアイナメを釣ってきたり、波立(はったち)の海の魚はおいしいんですね。そういうのとか、あと山に行くと、イワナとかを捕ったり、あと、タラボを採ったりとか、そういう山に行くと遊ぶのが好きな夫なので、私もその幸で何回かの食事をして、食費を浮かして、私自身も北部の浪江とか、高瀬川とかたまに連れていってもらくと、すごく風光明媚で四季折々きれいなので、そういった美しさに触れて、楽しみに生活をしていました。」(4頁)

「キノコも私の家の周りの山も、イッポンシメジとか、いろいろアミタケとか、そういうのが採れる山なんですね。私も小さいときから、アミタケとか採ったりして、みそ汁の具にしたりとかして、楽しんで生活していました。」(5頁)

「(※自宅近くの久之浜の波立海岸(はったちかいがん)について)磯遊びができるんですね。磯にはウニとかアワビも、それは捕っちゃ駄

目と一応言われていますけれども、そういったワカメとかヒジキとか、波立ヒジキって有名なんです。人気があるんですけれども、夏はシュウリも捕れるし、岩の間にタコなんかもいたりして、またさっき言ったアイナメとか、クズツとか、そういった地魚が捕れたり、あとカニが捕れたりとか、とてもすてきなところだと思います。」（6頁）

3 特に海との密接な生活について

（1）白土志麻

「事故前は、息子と子どもたちを連れて、よく夜釣りとか釣りをして、釣った魚はありがたくいただくというような感じだったんですけれども、（※事故後）釣っても食べられない、逃がす。何のために釣るんだろうじゃないけれども、その虚しさが出てくる。結局は釣りも遠のいてしまった。」（14頁）

（2）鈴木雅史

「（※子供のころ）夏と言ったら海に行く、そういう遊びが海だったので、よく海に行っていた」（12頁）

「海が大好きで、海に行くことが日課だったようなところがあるので。」（13頁）

（3）氏家裕貴

「（※いわきの魚について）新鮮なものはいくらでもあります。ただ、魚の良さというのは身質であったり、こりこり感であったり、食感であったり、風味感であったり、甘み感であったり、さまざまな要因がありますから、特にその中でも常磐沖というのは親潮、黒潮が混じり合う、魚が育む上でも特にいい漁場として有名でした。」（2頁）

（4）高萩民雄

「（※海釣りについて）投げ釣りでは四倉の途中にある新舞子とか、あ

とは四倉の方から置き釣りに船で行ったり、あるいは小名浜に堤防での釣りなどを楽しんでいました。」(4頁)

4 特に森林や里山との密接な生活について

(1) 白土志麻

「うちでは、毎年山菜採りに行っていたんですけども、(※事故後)山菜を採っても食べられない。私たちはすごい山菜とかが好きで口にしていた」(14頁)

(2) 高野章子

「年に一、二回キャンプをしたり、バーベキューをしたり、海に行っ
て磯遊びをしたり。特にキャンプはすごく大きな楽しみで、誰もいな
いような川べりに行って湧き水を飲んだり、食器を川の水で洗ったり、
棒に巻きつけてたき火でパンを焼いたり、本当にいろいろ楽しんでい
ました。」(13頁)

(3) 草間美由紀

(※勤務先の好間保育園について)「近くに川が流れているので、その
近くの土手を散歩したり、あと、近隣の山の散策を行ったりとかして
いました。」「山の中を駆け巡ったりとか木登りをしたりとか、季節季
節で木の実が採れるので、その木の実を拾ったりとか、あと、そうい
う実を食べれる物は食べたりとかして、楽しんでいました。」「桑の実
とかが採れたので、そういう桑の実をみんなで持ち帰っては、ジャム
にして、パンにつけたり、小さいお子さんはお散歩に行けないので、
小さいお子さんの方に配って、みんなで、そういう食材を楽しんだり
とかは、していました。」(8頁)

(4) 舘野睦子

「いわき市は阿武隈山系に囲まれた、とても温暖な地域でございます。

それで山も私たち初心者でも登れるような低い山が結構ありました。あと、海に行けば海藻を採ったり、そのようなことで、海に山にとしよっちゅう出掛けておりました。」(2頁)

「(※山菜やキノコ)春と秋の年中行事のようなもんで毎年行っていました。」(10頁)、「キノコ狩りは、四倉の方にある玉山辺りでキノコ狩りをしましたし、わらび採りは、鬼ヶ城(おにがじょう)のすそ野にわらび園がありますので、そのわらび園でわらびを採ったりしておりました。あと、田んぼのセリは実家が神谷(かべや)ですので、神谷の近くの田んぼのセリを摘んでいました。」(30頁)

(5) 氏家裕貴

「(※5月頃採れる山菜について)ヨモギであったり、フキノトウ、あとはコゴミであったり、カンゾウであったり、特にカンゾウというのは、皆さん余り知られてないと思いますけども、そこらの山に行けば、公園に行っても採れるぐらいの。実は知名度の低い山菜なんですけども、それはすごく甘みがあって、特においしい、私が勧める山菜でもあります。」(6頁)

(6) 阿部節子

「(※家の近くで採れる山菜について)私の住んでいるところは、後ろも前も山なので、豊富にあります。」「フキとかワラビ、ゼンマイ、それからウドもあるし、それからカンゾウとか、いろいろなものがあります。」(10頁)

(7) 鈴木茂男

「(※山菜の採れる場所について)妻の実家が好間川沿いにあるんですけど、私も驚いたんですが、好間川の堤防のところにコゴミという山菜があって、コゴミが出ていて、それをおひたしなどにして食べたことが何度かあります。」(26頁)

(8) 高萩民雄

「(※自宅裏山などで採れる山菜について) 春にはワラビとかゼンマイ、タケノコなどを採っていました。」「おいしいアミダケっていうキノコがあるんですけど、それをしょっちゅう採っていた。あとはイッポンシメジとか、アカマダシなどを採って食べていました。」(2頁)

「(※地区外から山菜を採りに来る人がいたことについて) 美味しいアミダケっていうキノコがあるんですけど、原発前までは他県ナンバーがいっぱいあって、・・・道ができるぐらいに踏まれた跡がのこっていたもんなんですけど、原発後はもうキノコ類には放射能がいっぱいたまるっていうことで、車1台来ていません。」(9頁)

「(※孫との交流について) 山にあるサガリンコなんているのがあるんですけど、それは6月頃できるんですけど、そういうのも喜んで、赤い実なもんですから、喜んで食べているのが今、記憶に残っています。」(4頁)

(9) 宇野澤優菜

(※事故当時小学6年生で、当時の遊びについて)「ほとんど外遊びで、サッカーだったり野球とか秘密基地作ったりザリガニ釣ったりしていました。」「(※秘密基地について) 生えている草とかを押しつぶして平べったくして敷地みたいなのを作って、木とか竹を組み合わせで壁みたいなのを作ったりとかしながら作っていました。」「(※ターザンごっこについて) 秘密基地作っていた所のもうちょっと左寄りに森があるんですけど、その森の木につるがあるんで、そのつるを引っ張って遊んでいました。」「(※ザリガニ釣りについて) 友達の家近くの用水路です。」(6頁、8頁)

(※山菜について)「森の中で採れたゼンマイとかワラビとかっていう山菜と、あとは家の裏にあるタケノコが食べられなくなりました。」

「ターザンごっこの場所は、ワラビとかゼンマイとかの山菜が採れたところですよ。」(16頁)

(10) 菅家新

「(※事故前にしてた山登りや山菜採りについて) 私は50過ぎくらいから妻の影響で山歩きなんかもし始めたんですけど、かなり凝りだしてかなりの山歩いたんですけど、もうその山歩きが全然できなくなってしまいました。もうあれから行ってないですね。あとは山菜も食べられないし、特にキノコが食べられない。全く私個人のあれで申し訳ないんですけど、マツタケがありますけど教え子が毎年、竹編みのちょっと大きなバッグ、お土産用にあるんですけど、そのバッグ二つにいつも毎年ですね、マツタケをいっぱいに入れて私の方にもってくるんです。それもみんなに分かんない夜中、先生食べるって持ってきてくれたのがずっと続いたんですけど、もう震災後一切ありません。」(19頁)

(11) 中村利男

「(※原木しいたけ栽培について)「2008年からシイタケ栽培を始めました。自分の山からコナラを切り出して、それを1メートルほどに玉切りにして自宅に持ち帰り、そこで栽培を始めました。」、「直径6センチから20センチほどの原木を20か所から50か所ぐらい穴を開けて、そこにシイタケ菌の染みついた菌を打ち込みます。あとは乾燥しないように水をかけたり、それから直射日光があたらないように寒冷紗(かんれいしゃ)をかけたり、それから原木に金が行き渡るように天地返しをしたりして栽培をしていました。」(2頁)

「(※飲み水等について) 私は飲み水とか水道に使う水は天然水を使うようにしていましたので、私のすぐ近くに桐ヶ岡神社がありました。その境内に湧き水が引かれていて、その水を汲んで利用していまし

た。」(3頁)

「(※自分の山の山菜について) もちろんタラノメもそれからコシアブラ、それからシドキとかコゴミとかワラビというのはありました。」(5頁)

5 自然とのふれあいの意義、本件原発事故により失ったものの大きさ

(1) 白土志麻

「いわきというのは七浜というぐらいで海があって、海のもの、山のもの、川のものという自然の中で、私たちが子どもの頃と同じように、自然を愛してというか、自然に触れて、自然に子どもが知恵を付けて育つという感じでした。」(13頁)

(※事故後自然と触れ合わなかった影響)「のびのびと自分の考えで行動ができなくなってしまうんじゃないかとか、自然に触れることによって工夫とか考えられる能力を抑え付けているんじゃないかとか、これから先もそうなんですけれども、そういうのを本当は自然体で育てたいんですけれども、それができなくなってるんじゃないかという気持ちです。」(15頁)

(2) 鈴木雅史

「(※サーフィンに) 週の半分くらいは行っていました。」「海に行けば誰か仲間がいて話したり、一緒に海に入ったり、そういう社交の場みたいな感じでした。」(11頁、12頁)

「(※原発事故で失ったものは) 自由ですね。自分たちで制限をかけて、子どもに制限かけてやってきたことがあるので、自由がなくなったなという気持ちと、あとは人間関係ですね。海に入らなくなったことで、海で会うことが多かった人もいたので、連絡を取らないでも海で会えていたので、そういう人に会えなくなった、そういう人間関係もなく

なってしまったなと思います。」(14頁)

(3) 高野章子

「(※事故後について) 子どもたちの成長に合わせて、自然に触れ合わせたかったのに、うちの子どもたちはアレルギーとかがあるので、ほかの家庭よりも一層、自然に触れさせてあげたいという気持ちがすごく大きかっただけに、本当に悲しい気落ちでした。」(13頁)

「私たちがいわきに引っ越してきたというのは、すべてが子どもの健康のためだったり、幸せのためでした。本当に豊かな自然があって、温暖な気候があって、子どもたちのために野菜作りをする両親の笑顔があって、子どもたちのために建てた家があって、本当に子どもたちを育てるために望んだ生活の基盤がすべてであったんですね。私は子育ても家事も仕事も忙しい中でも、本当に充実した生活を送っていたなと思うんですけど、事故によって本当に全てが変わってしまいました。自然は私たちに癒やしをくれるものとか楽しいものではなくなってしまったし、両親の生きがいもなくなってしまったし、私があんなに誇りに思っていた仕事も、どこか後ろめたさを感じるものになってしまったし、当たり前にあった幸せな生活の基盤というのが、本当に失われてしまったなと思っています。」(16頁)

(4) 工藤史雄

「私は、両親からもそうですし、私自身もそうであったように、子供は、外で清々と山歩きをし、川で遊び海に飛び込んでそうやって育てていくものだというふうに思っていたのですが、そういう子育て、育ちが全くできなくなってしまったということがあります。」(18頁)

「(※子供が自然の中で成長することについて) 私は、子供ってというのは、そうして育つもんだと思ってきましたけれども、それが保証できなくなったということ、あるいは、これはだめだ、あれはやっちゃだ

めだっていう、そういう制限を加えることで、子供たち自身が、自分で草花に触る、鳥の声を聴く、そういうことを自分の自らの力で獲得していくことができなくなってしまったということに対して、本当に申し訳ない。」(20頁)

(5) 草間美由紀

「(※子供が自然と) 直接触れることで、五感をすごく刺激して、やっぱりいろんな、心豊かになったりとか、あとは感情もやっぱり豊かになったり、いろいろな完成が広がっていく、そういう感じだったりとか、本当に感性豊かな子供に育っていくと思っています。」「やっぱりドキドキワクワク感が、やっぱり自然のものって、そのとき、行ったとき、行ったときで、やっぱり変わるんですね。何があるだろうとか、そういうやっぱり子供たちの好奇心が、すごくわく素材だと私たちは思っているので、その素材を育てていくことで、子供たちがやっぱり心豊かに成長していくと思っています。」(8頁)

(6) 佐藤三男

「(事故後に山登りをしなくなったことについて) 山に登るというのは非常に健康的なことだと思うんです。だから、何のために登るかという、それを得るために、開放感を味わうとか、達成感を味わうとかということだと思います。そのときに放射能の汚染の問題とか放射能を受けるといけないかというようなことを考えながら登るということにはとても耐えられないという思いがして。それからもう少し言うと、なぜこんな目に遭わないといけないのという怒りも感じました。」(7頁)

(7) 宇野澤優菜

「(※里山での秘密基地やターザンごっこについて) 覚えるというか友達と話し合いながらやっていました。どうやるみたいなことを考えな

がらやっていたんで、誰かに教えてもらったとかそういうのはないです。」(9頁)

第3 いわき市の約7割を占める森林が汚染されたままであること

- 1 このようにいわき市民は、本件原発事故前までは、自然と密接な生活を営んできた。

そして、いわき市の除染は平成29年度に終了したとされているものの、あくまでの「市民の生活圏」(ただし、その全てではない)のみであり、自然に対する除染は全く行われていない(一審原告ら準備書面(控訴審3)参照)。

そして森林に関する統計資料からは、「自然に対する除染が全く行われていない」ことにより、その森林の産業が本件原発事故により壊滅的な打撃を受け、現在においても回復の兆しもないことが分かる。

そして、この被害は、決して「風評」ではなく、放射能による「現実の汚染」が存在するために生じているのであり、この「現実の汚染」が続く以上、今後も継続するものとなる。

以下林産物の壊滅的な状況を説明し、もっといわきの自然が放射能汚染により損なわれ続けている事実を示す。

2 福島県森林・林業統計書から分かること

- (1) 福島県農林水産部は、毎年度「福島県森林・林業統計書」(甲A681の1～11)という森林に関する統計資料を作成している。

そして、その福島県森林・林業統計書は、福島県全体だけでなく、各市町村単位の統計数値も記載されている。

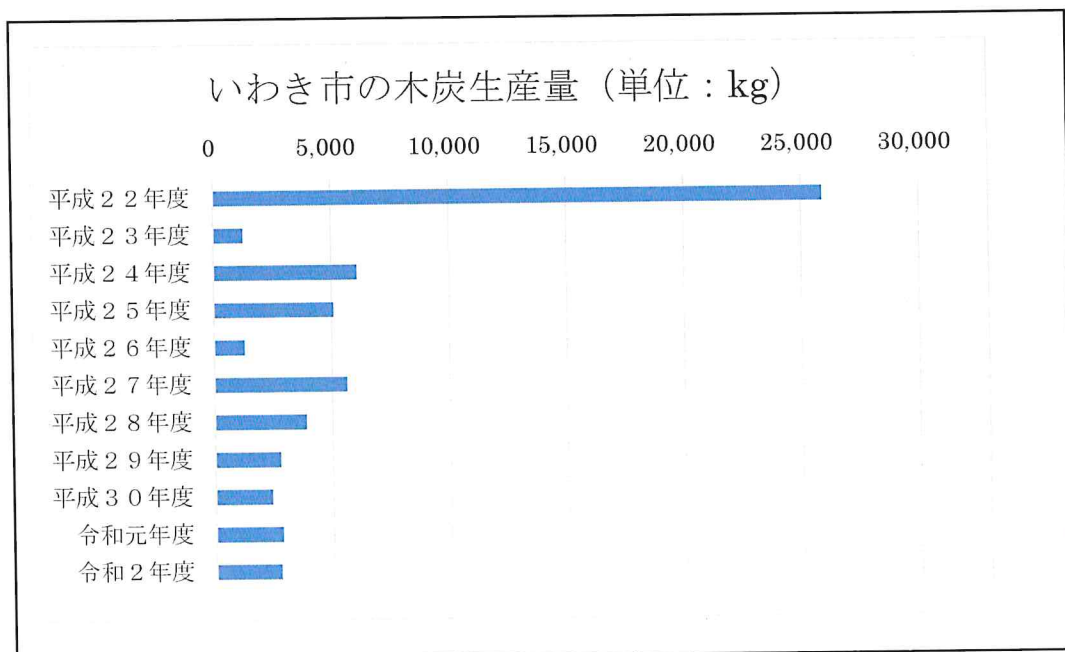
そこで、以下、いわき市における林産物の統計(※一部県全体の統計)を示し、本件原発事故による放射能汚染により、いわき市の森林の壊滅

的な状況を説明する。

(2) 木炭の生産量 (いわき市)

木炭生産量 (単位: kg) ※いわき市

平成22年度	25,900
平成23年度	1,270
平成24年度	6,100
平成25年度	5,100
平成26年度	1,300
平成27年度	5,645
平成28年度	3,910
平成29年度	2,790
平成30年度	2,425
令和元年度	2,850
令和2年度	2,770

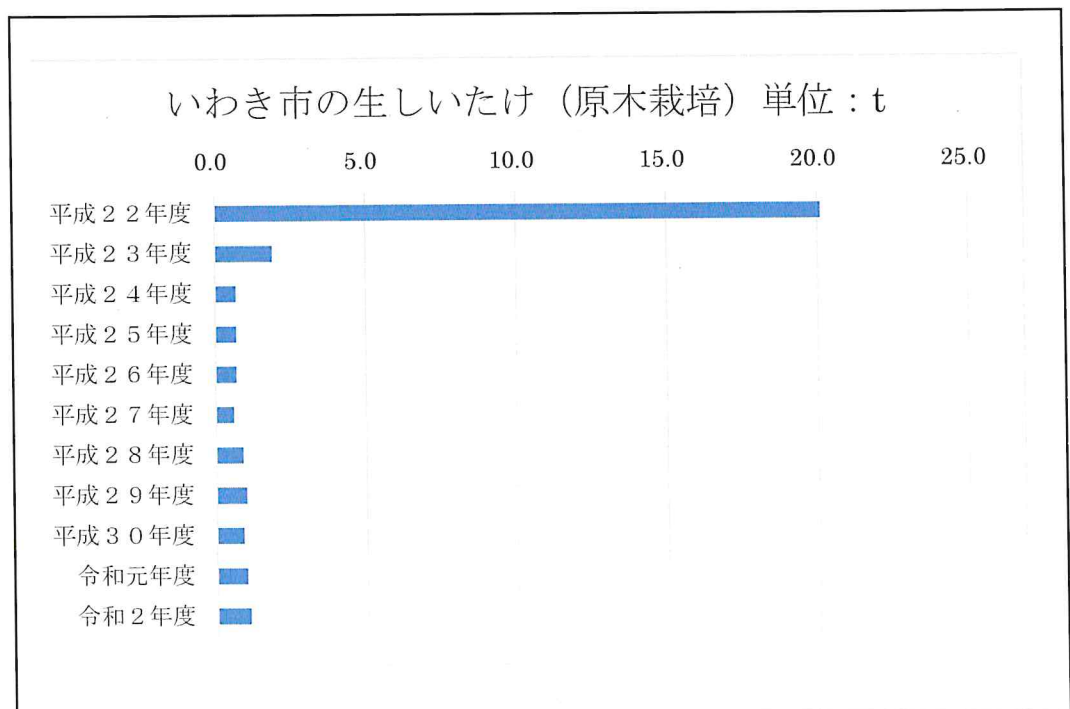


(3) 原木しいたけ

生しいたけ（原木栽培）単位：t

※いわき市

平成22年度	20.1
平成23年度	1.9
平成24年度	0.7
平成25年度	0.7
平成26年度	0.7
平成27年度	0.6
平成28年度	0.9
平成29年度	1.0
平成30年度	0.9
令和元年度	1.0
令和2年度	1.1



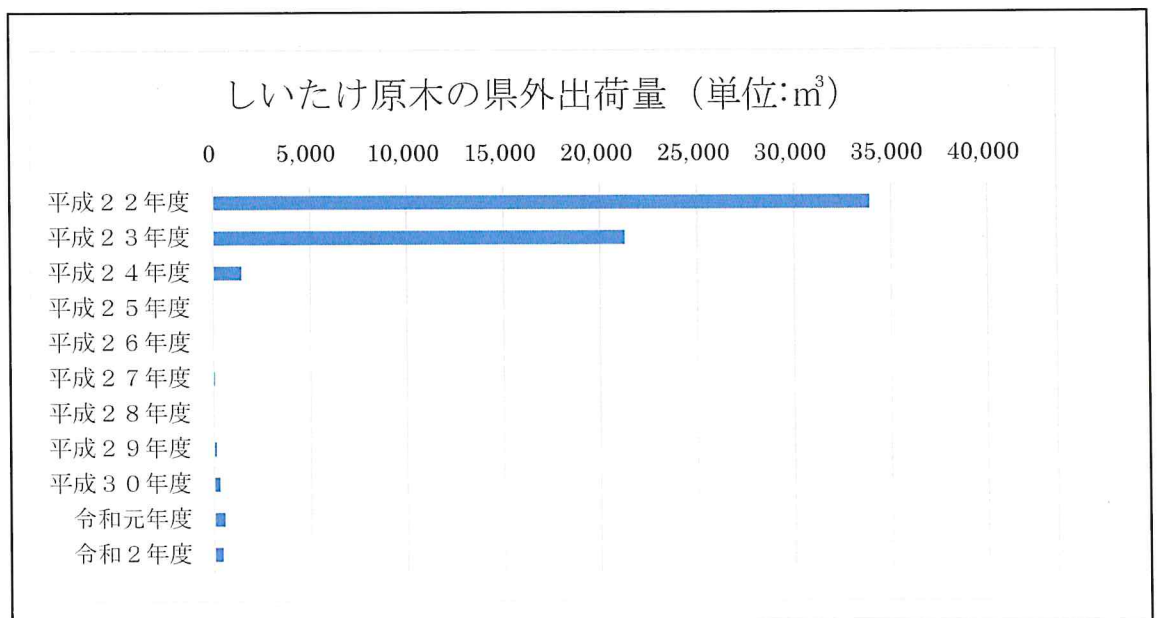
(4) 原木なめこ (いわき市)

なめこ (原木栽培) 単位：t	
※いわき市	
平成22年度	0.8
平成23年度	-
平成24年度	-
平成25年度	-
平成26年度	-
平成27年度	-
平成28年度	-
平成29年度	-
平成30年度	-
令和元年度	-
令和2年度	-

なお、原木なめこは、平成23年10月31日以降出荷制限中である(甲A682。※2022年9月20日確認)ため、上記の通り生産量なしとなっているようである。

(5) 原木しいたけの原木（ほだ木）の県外出荷量（※福島県全体）

しいたけ原木の県外出荷量 (単位：m ³) ※県全体	
平成22年度	33,914
平成23年度	21,287
平成24年度	1,467
平成25年度	53
平成26年度	26
平成27年度	60
平成28年度	55
平成29年度	133
平成30年度	307
令和元年度	565
令和2年度	451



(6) 原木しいたけについての補足説明

ア 甲 A 6 8 3「放射性セシウム濃度の低い原木シイタケを生産するために」は、福島から遠く離れた千葉県が作成した自治体の資料である。

この5頁記載のとおり、原木シイタケの放射性セシウムの移行率は概ね「2」とされている。つまり、原木（ほだ木）の放射性セシウム濃度がたとえば20 Bq/kgであれば、発生するシイタケは40 Bq/kgとなる。多くの野菜は移行率が数%ないし1%未満であるところ、しいたけは微量元素を広くかつ多量に吸収しやすいという性質のため、このような2倍の移行率となっている。

そのため、原木シイタケは、森林・里山の汚染を如実に示すものとなっている。

イ また、原木シイタケの土台となる原木（ほだ木）について、福島県は、本件原発事故前は国内有数の産地であった。特に、いわき市内にも位置する阿武隈山地は、その中心として生産を支えていた。

それが、本件原発事故により壊滅的な打撃を受けたのである。

前記の原木（ほだ木）の県外出荷量は、いわき市のみではないが、いわき市を含むその森林汚染を示すものである。

3 このように林産物の回復の兆しささえ存在しない状況は、「放射能汚染という実際の汚染」が継続しているからである。

したがって、この林産物の壊滅的な状況は、「自然に対する放射能汚染の継続」を如実に示し、もって「いわき市民が、自然と密接な生活を営めなくなっている状況」を統計的な面からも示しているといえるものである。